

はじめに

平成20年秋の米国の金融危機に端を発した世界同時不況からの持ち直しも道半ばのところ、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故により、日本経済はあらゆる方面で深刻な打撃を受けました。この未曾有の大災害から2年が経過した今日においても、電力不足や放出された放射性物質の影響など、引き続き生産活動に大きな影響を与えております。

一方、アジア諸国を中心とした新興国の経済規模は拡大し、世界経済の勢力図は確実に塗り替えられようとしています。

こうした中、本県が“とちぎの産業”を強化し、ものづくり県として永続するためには、知的財産¹を活用した戦略が不可欠であると言えます。

このため、本県では、平成15年に施行された「知的財産基本法」を受けて、平成17年3月に知的財産権、特に、産業財産権²に関する施策を推進するための「とちぎ知的財産活性化推進方策」を策定し、「知的創造サイクル」³を確立し活力ある本県経済の実現を図るための施策を展開してまいりました。

その結果、県内ものづくり企業においても、知的財産の重要性が認識されつつありますが、大きな潮流となるまでには至っておりません。

また、方策策定後、本県を取り巻く状況は刻々と変化していることから、このたび、同方策を改定することとしました。

知的創造サイクル



出典：特許庁パンフレット 2012年版～知的創造時代を拓くために～

¹ 知的財産：発明、考案、意匠その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象を利用したものであって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。（知的財産基本法第2条第1項）

² 産業財産権：知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権を総称して産業財産権という。

³ 知的創造サイクル：生み出された知的財産を特許等に権利化するなどによって保護し、その知的財産が新たな製品やサービスの創出などに活用され、それによって得られた資本がさらに新たな知的財産の創造に投資されるという、知的財産の創造・保護・活用の循環システムをいう。

1 日本及び本県産業の状況

平成25年4月の内閣府月例経済報告によれば、「景気は、一部に弱さが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられる。」とされているものの、依然として本来の日本の姿を取り戻すには至っていません。

また、主要国の名目GDPでは、平成22年に中国が日本を抜いて第2位に躍り出るなど、アジア諸国を中心とした新興国の隆盛が目立つ中、国際的な円高や国内市場の縮小傾向などの影響を受ける日本経済の停滞感は否めない状況です。

県内を見ても、平成25年1月分析木県鉱工業（生産）指数は、平成17年を基準（100）として78.0であり、引き続き厳しい状況が続いています。

一方、本県産業の構造としては、1つの指標である製造品出荷額等⁴が平成22年は8兆4,591億円で、全国第11位と高い順位であることから読み取れるとおり、製造業を中心とした「ものづくり県」であるという特徴を引き続き有しています。

製造品出荷額等の推移及び構成

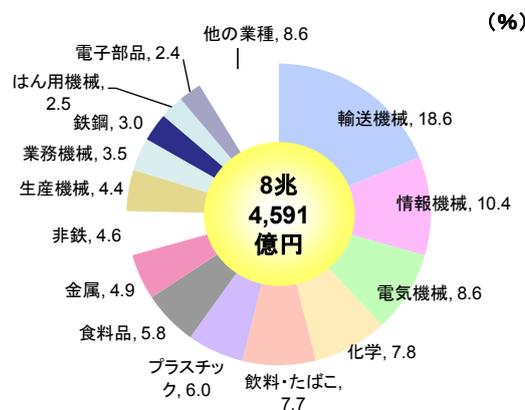


栃木県の製造品出荷額等の推移



※19年度から製造業の実態を的確に捉えるため製造以外の活動を含めたため、前年の数値と接続しない。

平成22年製造品出荷額等産業別構成比



★製造品出荷額等は、8兆4,591億円。前年に比べ10.1%と増加した。
 ★全国順位は、前年から2ランク上がり11位。
 ★業種別構成では、自動車、航空機部品など輸送機械が18.6% (1兆5,769億円)で最も高く、2位は情報機械10.4%(8,835億円)となっている。

| | 金額(億円) | 全国順位 | 前年比(%) |
|------|---------|------|--------|
| 全国平均 | 61,512 | — | 109.0 |
| 茨城 | 108,458 | 8位 | 110.9 |
| 栃木 | 84,591 | 11位 | 110.1 |
| 群馬 | 75,268 | 15位 | 112.2 |

出典：平成22年工業統計調査（栃木県）

⁴ 製造品出荷額等：調査年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計額であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額をいう。

2 本県における知的財産の状況（国内）

知的財産の状況について、特許権を指標として見ると、平成23年における本県の特許出願件数は505件で全国第27位、特許登録件数は288件で第30位であり、平成22年と比較すると出願・登録ともに伸びています。

前方策策定前の平成15年と比較しても、特許出願件数は、全国的に件数が減少する中、順位は上昇の兆しをみせ、特許登録件数については、順位はやや低下しているものの、件数自体は40%以上の伸びを示しています。

しかし、近隣の県や製造品出荷額等及び製造業事業所数が本県と類似している他県と比較し、特許出願・登録件数が少ない傾向は、依然として続いています。

また、近年、産業財産権の中で注目されている意匠権については、平成15年と比較し、ほぼ横ばいであり、また、他県との比較においても、低調であるという状況は変化していません。

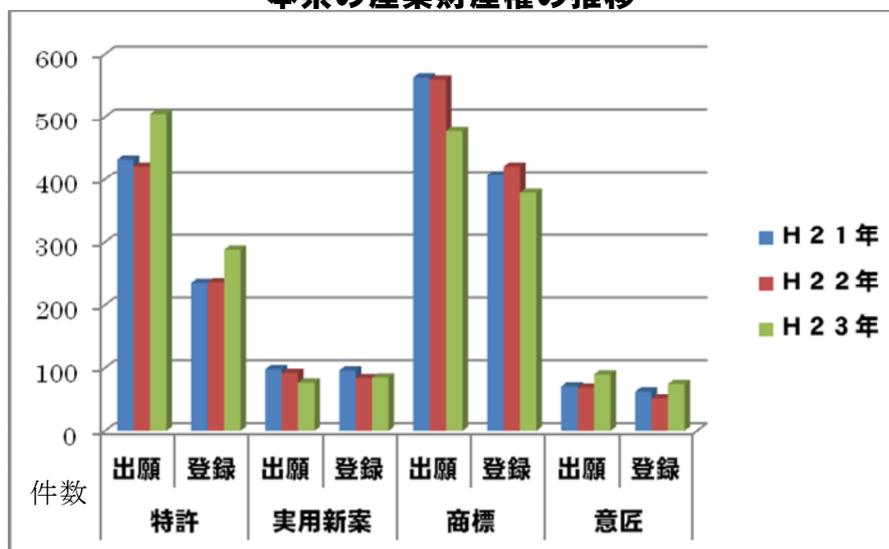
特許権・意匠権の状況【他県との比較】

（下段は全国順位）

| 都道府県 | 栃木県 | 茨城県 | 群馬県 | 長野県 | 三重県 | 福岡県 | 広島県 |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 特許出願（件） | 505 27位 | 1,975 12位 | 1,301 17位 | 1,932 13位 | 1,551 15位 | 2,046 11位 | 2,396 9位 |
| 特許登録（件） | 288 30位 | 1,354 12位 | 863 15位 | 1,324 13位 | 627 19位 | 1,355 11位 | 2,197 9位 |
| 意匠出願（件） | 90 28位 | 50 33位 | 93 27位 | 203 17位 | 143 22位 | 368 13位 | 372 12位 |
| 意匠登録（件） | 75 30位 | 68 31位 | 77 28位 | 139 20位 | 101 22位 | 270 13位 | 310 11位 |
| 製造品出荷額等 （億円） | 84,591 11位 | 108,457 8位 | 75,268 15位 | 56,383 19位 | 97,647 9位 | 82,075 13位 | 87,324 10位 |
| 事業所数 | 4,718 18位 | 5,934 10位 | 5,509 15位 | 5,583 14位 | 3,983 20位 | 6,172 9位 | 5,490 16位 |

出典：特許行政年次報告書 2012年版（特許庁）、平成22年工業統計調査確報（経済産業省）

本県の産業財産権の推移

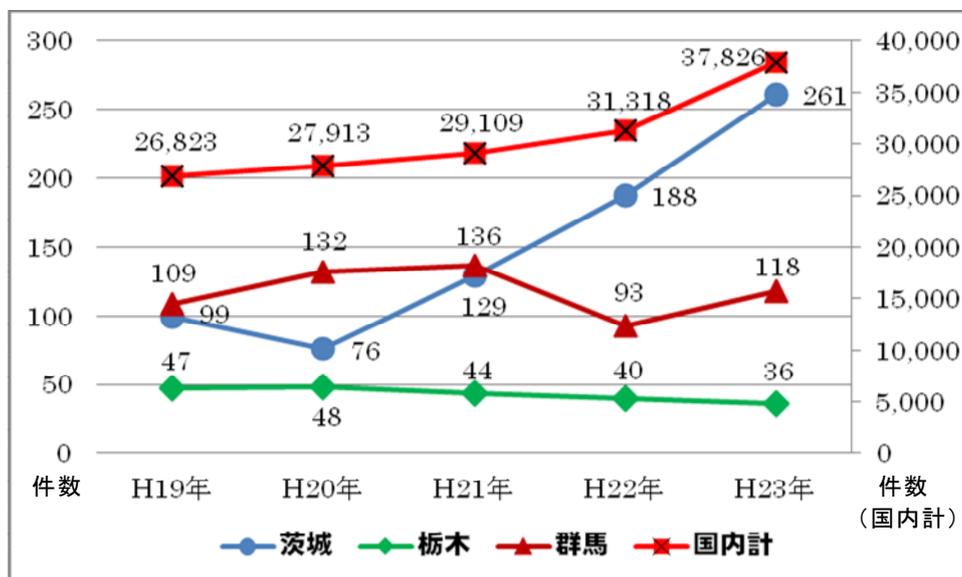


出典：特許行政年次報告書 2012年版（特許庁）

3 本県における知的財産の状況（国際）

平成23年における本県の特許の外国出願（PCT国際出願⁵）件数は36件（順位は第30位）であり、全国の出願件数が増加（対平成19年比41%増）する中、本県においては低減傾向にあります。

本県、隣県及び全国のPCT出願件数の推移



出典：特許行政年次報告書 2012年版（特許庁）

4 現状から導き出された本県知的財産の課題

本県を含めた日本経済は、震災・円高等の厳しい環境にさらされています。

このような状況を乗り越え、国内及び海外での競争を勝ち抜くためには、知的財産の創造・保護・活用により、“とちぎの産業”が有する能力を向上させ、技術基盤を強化する必要があります。

しかしながら、本県の知的財産の現状は、ものづくり県としての実力と比して、必ずしも高いものとはいえない状況にあります。

その理由の1つとして、本県に立地する大企業の特許出願・登録件数が統計上、本店所在地である大都市圏の件数とされていることが推測されます。

他方で、その状況は前方策策定当時も同様であり、当該事象を差し引いた純粋な本県の特許出願・登録件数は、やはり低調であると言わざるを得ません。

特に、外国出願については、内閣に設置されている知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画 2012」においても、中小企業等の国際競争力強化支援が重点施策に位置付けられており、その支援を含めた新たな取組が求められるところです。

また、意匠権やデザインによる戦略は、県内ものづくり企業が競争力を強化する上で、重要な要素であり、さらなる向上を目指した取組が必要です。

そこで、本方策では、前方策の方向性は踏襲しつつ、新たな要素を加えた施策を展開し、知的創造サイクルの確立に向けた取組を推進します。

⁵ PCT 国際出願：ひとつの出願願書を特許協力条約（PCT）に従って提出することにより、PCT 加盟国であるすべての国に同時に出願したことと同じ効果を与える制度を用いた出願をいう。

第2章 知的財産活動の基本方針

前方策では、知的創造サイクルを確立するため、創造・保護・活用の3分野について、企業・大学・県おのおのが取り組むべき方向性を定めています。

しかし、知的創造サイクルの確立に向けた取組をより強く推進するためには、おのおのが共通の目標を持って相互に連携し、施策展開する必要があります。

このため、本方策では、知的創造サイクルの確立を目指す方向性は維持しつつ、新たな要素として、本県の知的財産活動の進むべき道筋を示す基本方針を以下のとおり定めます。

なお、新たに定めた方針では、本県の知的財産の現状及び課題を踏まえるとともに、平成23年3月に策定した本県の産業振興施策の基本指針である「新とちぎ産業プラン」⁶の内容⁷も踏まえました。

知的財産活動の3つの基本方針



⁶ 新とちぎ産業プラン：製造業や商業・サービス業、観光産業、食品関連産業など、本県の産業分野における目指すべき将来像や今後の具体的施策展開の方向性を示すものであり、今後5年間（平成23年度から平成27年度までの5ヵ年間）における本県の産業振興施策の基本指針となるものとして、平成23年3月に策定されたものをいう。

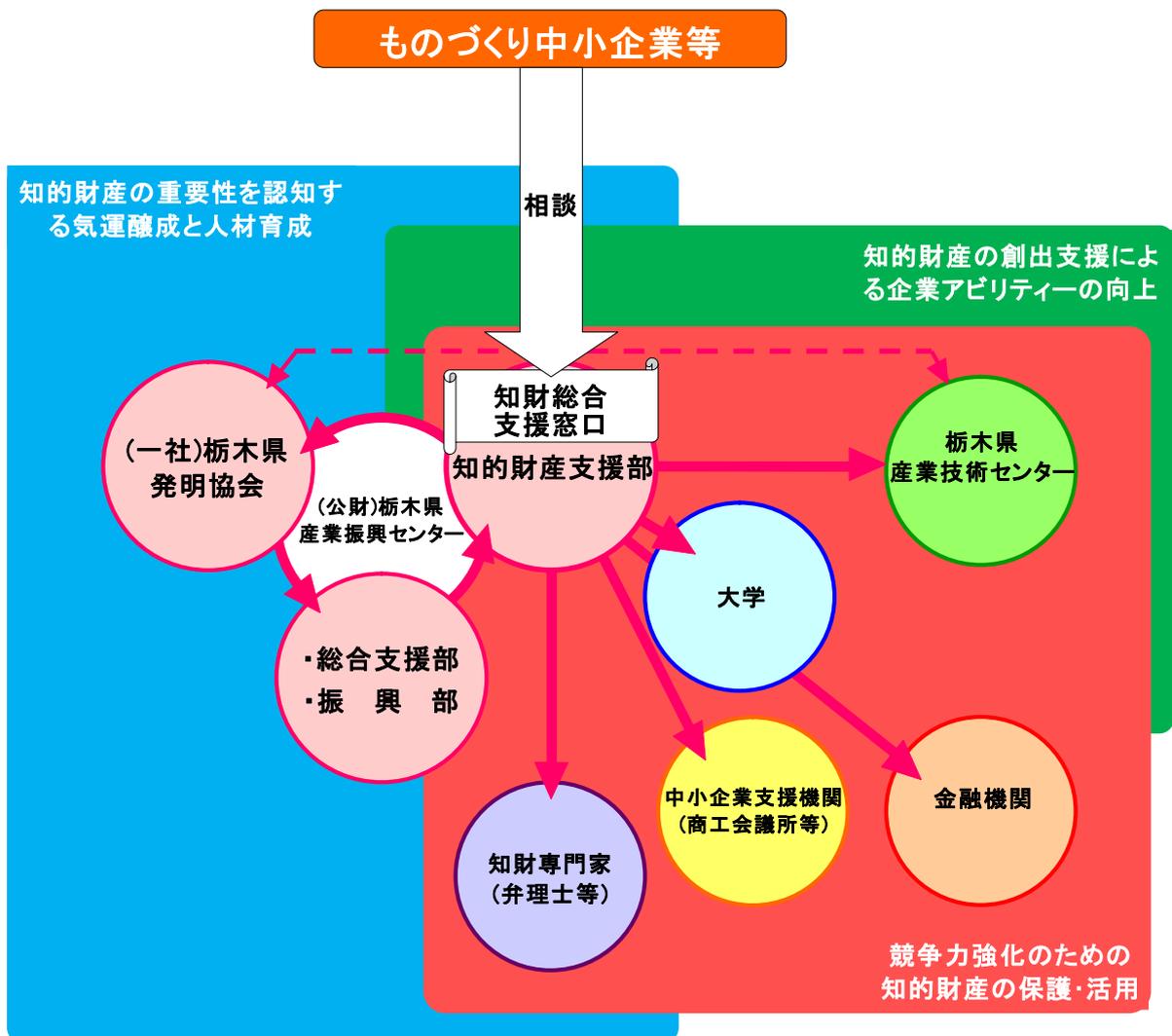
⁷ 新とちぎ産業プランの内容：知的財産の具体的取組として、新とちぎ産業プランに記載されている次の内容をいう。①知的財産等の産業資源充実（知的財産等の創出）のための支援「競争的資金を活用するなど、産学官が連携した共同研究を積極的に推進し、知的財産等を創出する取組に対する支援体制を確保します。」②知的財産の活用促進「知的財産に関するワンストップ相談体制の強化を図り、中小企業の技術開発や事業化を支援します。」

第3章 知的財産活動を支援する体制の構築

第2章で述べた基本方針に基づき本県の知的財産に関する活動を活性化するためには、県内企業の知的財産活動を支援する体制の構築が不可欠です。

このため、本県では、公益財団法人栃木県産業振興センターに開設された知的財産に関する総合支援窓口(知財総合支援窓口)を中心とした支援体制を構築し、各種施策を展開していきます。

知的財産活動を支援する体制（概念図）



第4章 基本方針に即した施策展開

1 知的財産の重要性を認知する気運の醸成と人材育成

■知的財産権に関する気づきの場の提供

国や日本弁理士会などと連携して、知的財産権の重要性や知的財産権制度の基礎知識に関するセミナー等を実施し、県内企業等が知的財産権に関する意識高揚を図る場や知的財産権の重要性を認識する気づきの場を提供するとともに、企業における知財人材の育成を支援します。

具体的な取組

○初心者向け知的財産権制度説明会の開催

特許庁主催の知的財産権制度説明会（初心者向け）などを活用し、県内企業等が知的財産権に関する意識高揚を図り、その重要性を認識する気づきの場を提供します。

■発明や創意工夫に対する表彰の実施

優秀な発明や考案、技術改善向上のための優れた創意工夫を表彰することにより、研究者や技術者などの創造意欲の向上を図り、知的財産を創出する気運の醸成を支援します。

具体的な取組

○栃木県発明展覧会の開催及び表彰の実施

県内企業等の優れた発明・考案品を一堂に展示し、その成果を一般に広く普及させる発明展覧会の開催と展示品の中から優秀な作品を表彰する発明表彰を実施します。

○栃木県創意工夫功績者表彰の実施

各職域において優れた創意工夫により省力化、合理化等を行った勤労者の中から、技術改善向上に貢献した実績顕著な者を県及び（一社）栃木県発明協会が表彰します。（県表彰実施は、全国で5府県のみ。）

○科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞への推薦

栃木県創意工夫功績者表彰受賞者を、文部科学省実施の創意工夫功労者賞へ推薦し、創意工夫意欲のさらなる向上を図ります。

○知財功労賞への推薦

産業財産権制度の普及促進及び発展に貢献のあった個人及び産業財産権制度を有効に活用し、その発展に貢献のあった企業等を、経済産業省・特許庁実施の知財功労賞（産業財産権制度関係功労者表彰及び産業財産権制度活用優良企業等表彰の総称）に推薦し、企業等の知的財産権活用に対する意欲の向上を図ります。

1 知的財産の重要性を認知する気運の醸成と人材育成（続）

■優秀デザインに対する表彰の実施

県内中小企業等のデザイン力の向上と魅力ある商品づくりを推進するため、企業等が生産する自社商品の中から、特に優秀なものについて表彰を行うことにより、デザインや意匠創造のインセンティブを付与し、その創出を支援します。

具体的な取組

○とちぎデザイン大賞表彰の実施

栃木県優良デザイン商品（Tマーク商品）として選定したものの中から、特に優秀なものを「とちぎデザイン大賞」として表彰します。

■若年層に対する発明奨励事業の実施

創作の喜びや発明工夫の楽しさを味わうことを通して、児童・生徒の豊かな観察力と創造力を育て、将来のものづくりを担う人材を育成するための各種表彰を行います。

具体的な取組

○栃木県児童生徒発明工夫展覧会の開催及び表彰の実施

創作の喜びや発明工夫の楽しさを味わうことを通して、児童・生徒の豊かな観察力と創造力を育成するための展覧会の開催と優秀作品の表彰を行います。また、金賞受賞作品については、全日本学生児童発明くふう展への出品作品として推薦します。

○科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫育成功労学校賞への推薦

小・中学生の科学技術に関する創意工夫の育成に顕著な成果を収めた学校を文部科学省実施の創意工夫育成功労学校賞へ推薦し、青少年の創意工夫活動の活発化を促進します。

2 知的財産の創出支援による企業アビリティの向上

■技術の高度化及び新技術・新製品の開発支援

円高等によりさらなる競争力の強化が求められている県内企業の技術の高度化や新技術・新製品開発などに対する経費の一部を助成します。

具体的な取組

○ものづくり技術強化補助事業による助成

新技術・新製品等の研究開発に要する経費の一部を助成します。

【支援内容】〔H24 年度〕

補助対象経費の2分の1以内、補助限度額1千万円以内

【助成対象】〔H24 年度〕

(1) 共同研究枠

中小企業等が企業、大学、高等専門学校及び公的試験研究機関が保有する開放特許又は研究成果を利用して行う新技術・新製品の共同研究開発

(2) フロンティア企業・経営革新計画承認企業枠

フロンティア企業が行う認証技術等に関する技術の高度化のための研究開発又は経営革新計画承認企業が行う経営革新計画で承認された研究開発

(3) 円高対策技術革新推進枠

中小企業等が行う、円高の影響に対し、国際競争力を強化するための新技術・新商品の研究開発又は、技術の高度化に係る研究開発

○とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業による助成

中小企業等が行う重点5分野⁸又は食品関連産業に係る技術の高度化、新技術・新商品の開発事業に要する経費への助成を行います。

【支援内容】〔H24 年度〕

補助対象経費の2分の1以内、補助限度額500万円以内

【助成対象】〔H24 年度〕

重点5分野協議会又はフードバレーとちぎ推進協議会の会員である中小企業者、及びそのグループ

○世界一を目指す研究開発助成事業による助成

県内のものづくり産業の振興と人材育成を図るため、若手研究者が行う「小さくとも世界一の技術等の開発を目指して行う研究」に係る経費の一部を助成します。

【支援内容】〔H24 年度〕

100万円以内（定額）（特許出願料等も助成対象に含まれます。）

【助成対象】〔H24 年度〕

県内の中小製造業者や理工系大学等の高等教育機関に属する若手（40歳未満）の研究者や技術者

⁸ 重点5分野：とちぎ産業振興プログラムにおいて、重点的に振興を図る産業分野として位置付けた5つの産業分野（自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境）のことをいう。

2 知的財産の創出支援による企業アビリティの向上（続）

○プロジェクト形成支援事業による助成

新技術・新製品開発等に必要な活動経費やグループへの専門家派遣を助成します。

【支援内容】〔H24年度〕

補助対象経費の2分の1以内、補助限度額20万円以内

【助成対象】〔H24年度〕

県内に事業所を有する中小企業者の参加を必須とした、自主的活動が行える研究グループ（産産、産学、産官または産学官）

■産学官連携による研究開発の推進

県内企業の有する技術課題解決に向け産業技術センターとの共同研究を推進します。また、大学等の産学官連携相談窓口や産学官連携サテライトオフィス等を活用した共同研究を推進します。

具体的な取組

○重点振興産業分野共同研究及びフードバレーとちぎ重点共同研究の実施

重点5分野及び食品産業分野に係る県内企業の技術ニーズのうち、実用化・波及効果が期待できるテーマについて、産業技術センターの研究開発力を活かした研究を企業等と共同して実施します。

また、産業技術センターでは、共同研究として、県内企業等の技術課題解決に取り組みます。（20テーマ程度）

○ものづくり技術強化補助事業による助成（再掲）

共同研究枠を設け、中小企業等が企業、大学、高等専門学校及び公的試験研究機関が保有する開放特許又は研究成果を利用して行う新技術・新製品の共同研究開発に要する経費の一部を助成します。

■発明のインセンティブを確保し創造を促進する環境の整備

企業における知的財産の創造を促進するためには、職務発明に関する社内規定や報奨金制度を整備し、発明のインセンティブを確保することが必要です。

経済産業省関東経済産業局の実施した「平成23年度広域関東圏における中小企業の知財活用調査報告書」によれば、回答企業のうち約7割が、職務発明に関する社内規定等を整備していないと回答しています。

このため、県内企業の規定整備に向けた取組を後押しします。

具体的な取組

○職務発明セミナー（仮称）の開催

国又は日本弁理士会と連携し、主として県内中小企業を対象とした職務発明に関する社内規定や報奨金制度の整備に関するセミナーを実施します。

2 知的財産の創出支援による企業アビリティの向上（続）

■ デザインを活用した製品等の高付加価値化支援

ものづくりの平準化や技術情報伝達的高速化により、技術力のみによる差別化のハードルは年々高くなっています。

一方で、意匠権による独占的使用権の確保やデザインを活用したブランド戦略により、製品等の高付加価値化を実現している事例も増えています。

このような状況を踏まえ、県内企業のデザイン力向上を支援します。

具体的な取組

○ デザインや意匠権に関するセミナーの開催

国又は日本弁理士会と連携し、県内中小企業の商品開発におけるデザイン活用や開発商品の権利保護、販売促進を図るための意匠権活用の重要性に対する意識の向上、知識の習得を図るため、デザインや意匠権に関するセミナーを実施します。

○ デザイン無料相談会の開催

デザインを活用した商品開発、販売促進等に取り組もうとする県内中小企業が抱えるデザインに関する課題の解決を図ることを目的に、デザイナーとの個別相談会を実施します。

○ ものづくりデザイン塾の開催

県内中小企業が商品開発にデザインの要素を導入する際に直面する各種課題を解決するとともに、デザイン性に優れた商品開発を達成するための実践的な能力を習得することを目的とした講義と演習を交えたセミナーを実施します。

3 競争力強化のための知的財産の保護・活用

■知的財産支援に関するワンストップ窓口の設置

県内中小企業等が知的財産活動を円滑に行うため、アイデアから事業化までの一貫した支援を行うとともに、知的財産を活用していない中小企業等の知的財産意識の高揚や特許情報等の提供・活用を行うことができるワンストップ窓口「知財総合支援窓口」を、特許庁の特許等取得活用支援事業を活用し、公益財団法人栃木県産業振興センターに設置します。

具体的な支援内容

○特許出願などの手続支援（電子出願支援を含む）

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続などの手続方法について説明します。また、電子出願に係る手続方法や操作方法を説明するとともに電子出願支援用端末機器を利用した実際の電子出願を支援します。

○特許電子図書館（IPDL）の検索指導

独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営するIPDLを活用して、既に特許等について、出願又は権利化されている内容等の検索・操作方法を説明します。また、必要によりIPDLを用いた検索を実施します。

○知的財産に関する各種支援施策等の紹介・説明

中小企業等が利用可能な知的財産関連の支援施策の紹介や支援内容・手続方法を説明します。また、出願等の手続における費用（特許庁へ納付する手数料や弁理士費用に関する情報等）についての情報を提示します。

○類似技術等の調査支援

新たな研究開発における既存の公知技術の調査や権利取得をしようとする中小企業等に対する類似の技術等の権利化状況などの調査を支援します。

○発明提案書作成支援（添削アドバイス等）

特許権取得に不慣れな中小企業等に対して、発明提案書に対する添削等のアドバイスを実施します。

○ライセンス契約、技術移転等支援

中小企業等において利用ニーズのある技術の紹介、大学・公設試や企業等が保有するライセンスや権利譲渡が可能な技術の発掘による仲介などの支援や、契約書ひな型の提供、注意事項等の説明など必要な情報を提供します。

○海外展開支援（外国出願助成制度等）

今後、事業を海外で展開しようとする中小企業等に対して、海外の知的財産権制度の説明、海外で権利取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援策の活用を支援します。

○模倣品・侵害訴訟対応支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に対する各種事業の活用、知財専門家による侵害訴訟対応への助言等の支援を行います。

○知財専門家や支援機関と連携・活用した支援

支援窓口においてその場で支援が困難な場合には、知財専門家（弁護士・弁護士等）や中小企業支援機関（商工会議所等）と連携し、その強みを活用して課題等の解決を図ります。

【その他】

- 知的財産制度の概要説明
- 研究開発テーマの選定支援（特許マップ作成支援等）
- 事業化プランの策定支援
- 知的財産戦略策定支援

※特許権のみならず、意匠権や商標権等についても支援します。

知財総合支援窓口

経営課題の解決を支援!
ワンストップで支援!
訪問相談もいたします!

様々な企業活動の中にある**知的財産の種**が、企業にとって無限の経営資源となる可能性を秘めています!

■出願準備の支援

発明提案書を作成したので見てもらえないか?

窓口支援担当者が出願の目的を把握し、弁理士から直接アドバイスを行います。

窓口と弁理士からのアドバイスで私明で出願できたので、新製品の売り込みをタイムリーに開始することができた!

■海外展開を支援

自社の優れた技術で、海外へ販路を拡大したい!

海外展開における戦略の策定や契約の際に必要な知財に関するアドバイスをいたします。

海外メーカーから発射の申し出があり、どう対応したらよいか悩んでいたが、窓口で課題を整理し、支援機関や海外発射の知財アドバイザーから説明を聞いたことで発射方針が明確になり、対応が強化された!

知財の制度説明や支援策のご紹介、電子出願サポートもいたします。

窓口の課題に精通した専門家が支援します。

社内の課題も訪問も可能です!

■社内体制を整備

研究開発の成果が情報漏洩しないように、適切に管理したいのだが、どうすればよいか?

営業秘密管理体制や社内規程の整備など企業内における法的問題について説明、助言を行います。

ノウハウの蓄積対策をはじめとする全容を把握でき、具体的な取組準備の進め方が明確になった!

■外部技術とのマッチング

製品開発において自社技術だけでは解決できない。開発に必要な外部技術を紹介してもらえないか?

求めている技術内容を把握し、大学や研究機関とのマッチングを支援します。

補いたい技術を保有する企業を紹介してもらい、技術の成果、大学との共同開発が決定、製品化の具体化が早く進んだ!

■知財活用の支援

自社の事業戦略に知財を有効活用できないか?

経営課題を明確にし、その解決のための知財活動を専門家チームが支援します。

開発中の製品を確認してもらい検討した結果、今回は事業に有効、かつ権利化の可能性のある意匠を出品、登録された。その後、商品も完成し、販路にも取り上げられ、売上も好調となった!

■幅広い相談に対応

知財が関係するかわからないが相談してもいいか?

窓口では経営課題に対し、知財活用の視点から支援します。知財以外での支援が必要な場合は、他の支援機関をご紹介します。お気軽にご相談ください。

0570-082100へ、お電話を!

適切な支援人材を活用

- 技術士・中小企業診断士・企業O&Bなど様々な支援機関の人材データベースを活用して、経営・知財の課題の解決に適した専門人材を選定して支援します。
- デザインコンサルタント、意匠活用ノウハウを有する弁理士などデザイン・意匠活用に精通した専門家を選定・派遣し、デザイン活用やその的確な知財保護について支援します。

中小企業支援機関等と連携

- 中小規模（103）、商工会、商工会議所・金融機関・大学など知財に関する相談だけでなく、中小企業が抱える様々な悩みを受け付け、他の支援機関と連携して支援します。

海外展開支援機関と連携

- INPIT（11）・JETRO（21）と侵害対策や模倣品被害など、海外展開に関する具体的な課題等について、海外駐在経験のある知財専門家や海外支援機関と連携して支援します。

※1 INPIT：独立行政法人 工業所有権政策推進機構 ※2 JETRO：独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO） ※3 中小規模：独立行政法人 中小企業基盤整備機構

出典：知財総合支援窓口パンフレット（特許庁）

■ワンストップ窓口と連携した知的財産に関するコーディネーターの配置

知的財産支援に関するワンストップ窓口と連携し、県内の特許権等の出願拡大や特許流通・技術移転活動の促進等を図るための自治体知財コーディネーターを公益財団法人栃木県産業振興センターに配置します。

3 競争力強化のための知的財産の保護・活用（続）

■知的財産の保護・活用のためのセミナー等の開催

県内中小企業等が知的財産活動に取り組むためには、知的財産の保護・活用に関する知識はもとより、知的財産に関するマネジメント能力の向上や知的財産を活用した企業経営能力の向上が必要となります。このため、知的財産の保護・活用に関する知識や実務的能力の向上を図るための実務セミナー等を、国や日本弁理士会などと連携して開催します。

また、特許庁・日本貿易振興機構（JETRO）との連携により、国外での知的財産保護に関する支援を行います。

具体的な取組

○知的財産に関するセミナー等の開催

関東経済産業局の戦略的知財マネジメント促進事業や日本弁理士会との連携事業を活用し、知的財産の保護・活用に関する知識や実務的能力の向上を図るための実務セミナーや弁理士による個別相談会を開催します。

○ものづくり技術強化企業戦略講座の開催

ものづくり企業の有するコア技術を、産学官連携の手法により強化し、優れた研究開発戦略や技術活用戦略をもった競争力のある県内企業育成を図ることを目的とした講座を開催します。

○海外での知的財産保護・活用に関するセミナーの開催

アジア諸国を中心とした海外での商標権侵害や模倣品被害等は身近な問題となっています。このため、今後、海外市場へ事業展開するにあたり必要となる知的財産の知識等について、特許庁・日本貿易振興機構（JETRO）と連携したセミナーを開催します。

3 競争力強化のための知的財産の保護・活用（続）

■国内・海外における特許権等の取得支援

国内のみならず海外においても競争力強化のための知的財産権の取得が求められている県内企業に特許等出願経費の一部を助成します。

具体的な取組

○栃木県中小企業外国出願支援事業による助成

特許庁の地域中小企業外国出願支援事業を活用し、県内中小企業等が国際的な事業展開を目指し、戦略的に外国へ特許等出願する際の経費の一部を助成します。

〔H24年度〕補助対象経費の2分の1以内、補助限度額：特許150万円、商標・意匠：60万円

○ものづくり技術強化補助事業による助成

新技術・新製品等の研究開発に要する経費の一部助成の補助対象経費を特許等出願のための経費まで拡充します。

〔H24年度〕補助対象経費の2分の1以内、補助限度額1千万円以内

■優良デザイン選定によるブランド化支援

県内中小企業等が生産する自社製品等を本県独自の優良デザイン商品に選定し、ブランド化による付加価値を付与することにより、デザインや意匠の活用を支援します。

具体的な取組

○栃木県優良デザイン商品（Tマーク商品）の選定

県内中小企業等のデザイン力の向上と魅力ある商品づくりを推進するため、企業等が生産する自社商品の中から、栃木県優良デザイン商品を選定します。

■農産物に関する知的財産の包括的支援

産地間の競争が激しくなる中で、地域の農業を活性化していくためには、付加価値のある優れた品種、技術などの開発、商標権を活用した農産物のブランド化など、知的財産を戦略的に生み出し、保護・活用することが重要です。

このため、「栃木県農産物知的財産戦略」に基づき、農業者等に対する知的財産に関する相談窓口として設置した栃木県農産物知的財産権センターにおいて、育成者権や商標権を中心とした知的財産に関する支援を知財総合支援窓口などと連携しながら行います。

また、農産物に係る優れた知的財産を創出し、これを活用して本県農業の振興と地域の活性化に貢献した農業者等を顕彰するため、栃木県農産物知的財産功績者表彰を実施します。